

第2章 長崎県補装具費支給に係る判定事務取扱要領

1 目 的

身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）に対する補装具費の支給に係る判定事務については、補装具費支給事務取扱指針（令和6年3月29日付け障発0329第37号・こ支障第103号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・こども家庭庁支援局長通知。以下「指針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによることとし、身体障害者・児に対する補装具費支給事務の適正化、及び迅速化に資することを目的とする

2 要否判定の区分

（1）長崎県こども・女性・障害者支援センター（以下「センター」という。）の判定が必要な補装具

ア 義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置に係る新規支給

イ 障害状況の変化等に伴い処方内容の変更を希望する場合、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合の再支給及び修理（軽微なものを除く。）

ウ 借受けを希望する場合（18歳未満を含む）

義肢・装具・座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子

（2）センターの判定を必要としない補装具

ア 市町が、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師が作成した補装具費支給意見書（以下「意見書」という。）で支給決定できる補装具

義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）、車椅子（手押し型以外のレディメイド）及び歩行器に係る新規支給及び再支給、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

イ 市町が申請書等で支給決定できる補装具

視覚障害者安全つえ、車椅子（手押し型のレディメイド）及び歩行補助つえ（一本つえを除く。）

ウ 18歳未満の身体障害児に係る補装具（特例補装具を含む。）については、指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師が作成した意見書により市町が支給決定を行うこと。市町は必要に応じ、意見書交付依頼書によりセンターに意見を求めることができる。

3 要否判定及び支給決定の方法

（1）センターが行う要否判定

センターの判定が必要な補装具については、来所又は巡回相談等による判定（以下「直接判定」という。）及び意見書による判定（以下「文書判定」という。）

を行うが、その実施区分は次のとおりとする。

ア 直接判定を行う補装具

骨格構造義肢、姿勢保持装置、及び電動車椅子

イ 文書判定を行うが、必要に応じて直接判定を行う補装具

殻構造義肢、装具、車椅子（オーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置、補聴器及び借受け対象種目

(2) 市町による支給決定

ア 上記2の(2)のアに規定する補装具については、申請書等により支給決定を行うこと。なお、市町において判断が困難なときは、センターに判定を依頼することができる。

イ 上記2の(2)のイに規定する補装具については、申請者の障害程度や生活状況を確認のうえ要否を判断し、支給決定を行うこと。

4 判定依頼

市町は、センターの判定を必要とする補装具費支給の申請があったときは、必要に応じて次の書類をセンターへ提出すること。

ア 判定依頼書

イ 指定医師が作成する意見書及び処方箋（写）

ウ 見積書（写）

エ 身体障害者更生指導台帳（写）

※難病患者等は「特定疾患医療受給者証（写）若しくは難病等に該当することを証明する「医師の診断書」等を提出

オ 調査書

①電動車椅子環境調査書（様式27）

②重度障害者用意思伝達装置調査書（様式28）

③補装具文書判定に関する調査書*整形外科補装具を複数申請の場合（様式29）

④補装具直接判定に関する調査書（様式30）

⑤骨格構造義足判定に関する調査書（様式30ーア）

⑥介護保険に係わる調査書（様式31）

⑦両耳申請に係わる調査書（様式32）

⑧耳あな型申請に係わる調査書（様式33）

⑨骨格構造義足申請理由書（様式34）

5 判定書の交付

センターは、要否判定の結果を判定書により市町に通知する。

6 適合判定

センターの判定に基づき製作（修理）した補装具の適合判定は、指針第2の5の規定に準拠し次により行う。

ア 直接判定で製作（修理）した補装具は、センターが直接適合判定を行う。

イ 文書判定で製作（修理）した補装具は、意見書を作成した指定医師が適合判

定を行う。

7 特例補装具

指針第2の1の(4)に規定する補装具

(1) 判定

市町は、特例補装具費支給の申請があったときは、次の書類をセンターへ提出すること。

ア 判定依頼書

イ 特例補装具の名称・形式等を判別できるカタログ・仕様書等

ウ 特例補装具の価格を証する書類（見積書等）

(2) 要否判定の方法

身体障害者の障害状況等の実態調査に基づき、直接判定を原則とする。

(3) 適合判定

センターが適合判定を行う。

8 判定依頼の取下げ

市町は申請者が申請を取り下げるなどの理由により判定を依頼する必要がなくなった場合は、センターへ判定依頼取下げ書を提出すること。

9 諸様式

依頼書、意見書、処方箋、調査書等を別表のとおり定める。

附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

この要領は、平成20年3月31日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年 3月5日から施行する。

この要領は、令和3年 9月1日から施行する。

この要領は、令和5年 6月1日から施行する。

この要領は、令和6年 7月1日から施行する。